平成27年度ばく露実態調査対象物質の評価値について

酸化チタン

物質名	化学式 構造式	物理化学的性 状	生産量等 用途	重視すべき有害性 ①発がん性	重視すべき有害性 ②発がん性以外
《名称、別名、CASNo. 》 名 称:酸化チタン 別 名:二酸化チタン CAS 番号:酸化チタン: 13463-67-7	《化学式》 化学式:TiO2	沸点: 2500 ~ 3000 ℃ 融点:1855 ℃	輸入量:15,195トン(2013年) 用 途:塗料、化合繊のつや 消し、印刷インキ、化粧品、 乳白ガラス、有機チタン化合 物原料、ゴム/プラスチックの 着色、リノリューム用顔料、 絵の具、クレヨン、陶器の 薬、製紙、コンデンサー、溶 接棒被覆剤、歯科材料、レザ	250 mg/m³のルチル型二酸化チタン (MMAD: $1.5-1.7~\mu$ m、球状、約84%の粒子が吸入可能なサイズ: $< 13~\mu$ m)を6時間/日、5日/週、24ヵ月間全身吸入ばく露した実験において、250 mg/m³群で細気管支肺胞腺腫、扁平上皮化生、肺嚢胞、扁平上皮がんがみられたが、 $10~$ および $50~$ mg/m³群では、ばく露による肺の腫瘍はみられなかった。250 mg/m³群でみられた腫瘍は継続的な肺のクリアランスメカニズム以上の粒子取り込みによる継続的な炎症と線維形成によるものと考えられた。以上の結果から二酸化チタンは吸入ばく露により発がん性を有すると考えられた。	○生殖毒性:判断できない 根拠:吸入ばく露試験の情報が得られていない。また、経口投与試験は1試験あるが、限度試験であることから、生殖毒性について判断する情報が少ない。 ○神経毒性:判断できない 根拠:調査した範囲では、報告は得られていない。 ○遺伝毒性:判断できない 根拠: in vitro の試験では、ほとんどの試験結果は陰性であった (Ames 試験、染色体異常試験および哺乳類細胞を用いた突然変異試験)。陽性結果が小核試験2試験、in vitro姉妹染色分体交換試験2試験でみられたが、これらは酸化ストレスによるDNA損傷の結果であると考えられた。in vivo体細胞試験の結果は陰性であったが、二酸化チタンの肺胞細胞を用いた非標準的な in vivo遺伝子毒性試験において陽性の結果が得られていることから、in vivo遺伝毒性については結論できない。
○閾値の有無:判断できない				許容濃度等	評価値(案)

根拠:「遺伝毒性」の判断を根拠とする

〇反復投与毒性に関する動物試験データ

 $LOAEL = 5 \text{ mg/m}^3$

根拠:

実験動物での LOAEL が最小であった下記の試験の数値を用いる。 ラット(Fischer344、雌雄、50 匹/性/群)に 0、5 mg/m³のルチル型ニ 酸化チタン (MMAD: 1.1 μm、GSD 1.6、呼吸可能分画 78%、3.87±0.28 mg/m³相当)を6時間/日、5日/週、24か月間にわたって全身吸入ば く露(ドライエアゾール)した。二酸化チタンばく露群では肺線維化 の発生率が 5%であった。ばく露後、BALF の細胞パターンに軽度な 変化がみられた。二酸化チタンばく露群では肺付属リンパ節のリン パ過形成がみられた。以上の結果から、本試験における LOAEL は 5 mg/m³と考えられる。

不確実係数 UF = 100

根拠:種差(10)、LOAEL→NOAEL(10)

評価レベル = 0.04 mg/m³

計算式:労働時間8時間への補正:(8/6)で補正。

= 5 mg/m³ (LOAEL) ×1/(8/6) (時間補正)×1/100

 $= 0.0375 \text{ mg/m}^3$

ACGIH TLV-TWA: 10 mg/m³ (二酸化チタン全体を対象としており、ナノ粒子に限らない。)(1992)

根拠: ラットに二酸化チタン粉末を $0.10.50.250 \text{ mg/m}^3$ の濃度で吸入ばく露させた慢性実験にお いて、250 mg/m³ 投与群で肺への炎症および扁平上皮がんの形成を認めた。なお 10mg/m³ の投与群で は肺の既存の構築は保たれており、線維化の進行や不可逆的な病変も認められない。疫学的調査で は、二酸化チタンのばく露と呼吸器疾患との間には関連性がなかったと報告されている。さらに二 酸化チタンへの職業ばく露が肺の線維化、発がん、もしくは他の健康影響との関連を示す確実な証 拠は無い。以上のことから、TLV-TWA値として10 mg/m³を勧告する。

二酸化チタンの発がん性を調べた動物実験は陰性もしくは結論に達していないことから、これらの 結果をもとに二酸化チタンを A4 に分類する。Skin や SEN 表記あるいは TLV-STEL を提言する充分な データはない。

日本産業衛生学会:第2種粉塵:吸入性粉塵 1 mg/m³、総粉塵 4 mg/m³

DFG MAK: 設定なし、発がん性区分 3A

NIOSH 職業性発がん物質 勧告 1988 年(NIOSH 2015)

2.4 mg/m³ (微粒子:fine)、0.3 mg/m³ (超微粒子:ultrafine, including engineered nanoscale) 勧告 2011 年 (NIOSH 2011)

〇一次評価値

(リスクが十分に低いか否かの指標→行政指導の参考として活用) 一次評価値 なし

(理由) 発がん性を示す可能性があり、遺伝毒性が判断できない場 合で、生涯過剰発がん 1×10⁻⁴ レベルに相当するばく露濃度が設定 できないため。

〇二次評価値

(健康障害防止措置の規制等が必要か否かの指標)

二次評価値 1mg/m³(吸入性粉じんとして)

(理由)日本産業衛生学会が勧告している許容濃度を二次評価値と した。